

通学バス運行業務委託契約書（案）

- 1 業務委託の名称 あぶくま支援学校通学バス運行業務委託
- 2 業務委託の路線

①郡山南ルート	大型1台
②郡山北ルート	大型1台
③郡山安積ルート	大型1台

各路線ごとに添乗員（介助員）1名を配置する。
- 3 業務委託の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
（稼働日数201日）
- 4 業務委託金額 年額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
月別支払額については別紙のとおりとする。

上記業務について委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を誠実に履行しなければならない。
- 2 甲は、事業上の都合により、運行時刻を変更しようとするときは、速やかに乙に連絡し、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（信義誠実の原則）

- 第2条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（経費負担）

- 第3条 この契約に定めるバスの運行業務委託料以外に必要な一切の費用は乙の負担とする。

（受託者の責務）

- 第4条 この契約に定めるバスに乗車できる者は、学校に通学する者とこれに関係するものとする。
- 2 乙は、前項に定める者以外の乗車をさせてはならない。
- 3 この契約に定めるバスに乗車する者は、乙の指示に従うものとする。
- 4 乙は、この契約により輸送する児童・生徒が障がい児であることを十分承知し、その安全確保について万全の措置をとるものとする。

（バス運行上の責任等）

- 第5条 バスの運行時に係る輸送の責任については、次のとおりとする。
- 2 乙は、この契約に基づく輸送の責任については、自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日法律第97号）第2章第3条に基づく国土交通大臣許可一般貸切旅客自動車運送事業運送約款第5章（責任）を準用するものとする。ただし、同法第23条（旅客の責任）については、事故ある場合その都度甲乙協議するものとする。
- 3 第三者の過失により、人身事故が発生した場合は、乙が窓口となる。ただし、賠償関係については、甲乙協力して折衝解決に当たるものとする。
- 4 乙は、この契約締結後は、その事由のいかんにかかわらず第4条に定める者の輸送についての

責を負うものとする。

5 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、委託金額のうち履行しなかった日数に応じた額を返還しなければならない。この場合の1日当たりの返還対象額は、
金 円とする。

6 乙は、前項の場合において同項の規定による返還金に併せて、返還金に10%の割合を乗じて得た額を違約金として甲に支払うものとする。

(運行記録確認表及び委託料の支払)

第6条 乙は、毎月10日までに運行記録確認表により前月分の業務履行に係る完了報告を行い、甲は、これを確認し、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対しその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

3 甲の都合により連続して通学バスを運行しない日が生じた場合は、4日目以降は支払の対象としない。この場合の1日当たりの支払対象額は、金 円とする。

4 甲からの要請により、年間契約の算定基礎となる走行時間及び走行距離を超えた場合の運行については、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途精算を行うこととする。

(再請負等の禁止)

第7条 乙は、業務委託の全部または一部の処理を第三者に請け負わせてはならない。

ただし、新型コロナウイルス感染症等により、委託業務を継続できない場合には、甲の承諾を得た上で、全部又は一部の処理を第三者に請け負わせることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙がこの契約の条項に違反したとき。

三 乙から契約解除の申し出があったとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不等に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について、破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第11条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報保護の保護）

第12条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（補足）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応

じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年4月 日

委託者 甲 住 所 福島県郡山市中田町赤沼字杉並139番地
氏 名 福 島 県

福島県立あぶくま支援学校長 印

受託者 乙 住 所
氏 名

印

一般貸切旅客自動車運送事業運送約款（抜粋）

第 5 章 責任

（旅客に対する責任）

第 20 条 当社の、自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

第 21 条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第 22 条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第 23 条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

別紙

通学バス運行業務委託月別支払額

項目 月	月 額 (円)	取引に係る消費税及び 地方消費税の額 (円)	支払合計額 (円)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合 計			

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。